

○中川村の公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例

平成16年12月20日

条例第35号

改正 平成18年9月27日条例第26号

平成23年9月13日条例第15号

令和5年3月8日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、中川村が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 公の施設の指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体(以下「団体」という。)は、申請書に規則で定める書類を添えて、申請期間内に村長に提出しなければならない。

(指定管理者の指定)

第3条 村長は、前条の規定による申請があったときは、公の施設の設置の目的を最も効果的に達成することができるかと認める団体を選定し、議会の議決を経て指定しなければならない。

2 前項の規定による選定をした後、選定した団体(以下「被選定団体」という。)を指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じたときは、申請者(被選定団体を除く。)の中から再度同項の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

3 村長は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第4条 前項の規定により、指定管理者の指定を受けた団体は、村長と施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

(管理状況の聴取等)

第5条 村長は、公の施設の管理の適正を期するため、必要に応じ指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第6条 村長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、指定管理者に損害が生じても、村長はその責めを負わない。

(管理業務報告書の作成及び提出)

第7条 指定管理者は、毎年度終了後2か月以内(前条の規定により指定を取り消されたときは、その日から2か月以内)に、その管理する公の施設に関する管理業務報告書を作成し、村長に提出しなければならない。

(損害賠償義務)

第8条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を破損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、村長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(個人情報の安全管理及び秘密保持義務)

第9条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項の規定により準用する同条第1項の規定により指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合における個人情報(同法第2条第1項に規定する個人情報をいう。)の取扱いについて講ずる安全管理措置を確実に実施するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

2 前項の規定は、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(教育委員会への適用)

第10条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合には、第2条から第8条まで及び次条中「村長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

(補則)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月27日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年9月13日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月8日条例第1号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。